

平成26年度 東京都立農業高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

平成26年9月 1日
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法の定義に従って本校では、いじめを「本校生徒に対して、本校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等を通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。
- (2) また、同法の第13条に基づき、本校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- (3) これを受けて、いじめ防止への取組及び重大事態への対処、生徒指導体制作り、校内研修等に向けて、学校いじめ防止基本方針を策定し、校内におけるいじめ防止に取り組む。

2 学校及び教職員の責務

本校および本校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

イ 所掌事項

- 1 構成員は、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、生活指導主任、本校スクールカウンセラー、各学年主任、養護教諭、担任とする。校長を委員長とし、生活指導主任を事務局とする。
- 2 任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 3 校内における対応は、学校いじめ対策委員会の方針を受け、生活指導部・教育相談委員会が行う。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

本校において、いじめが発生した場合、学校サポートチームを校内に設置し、外部機関との連携をはじめ、その対応を行う。

イ 所掌事項

- 1 校内における関連業務は生活指導部・教育相談委員会が行う。

- 2 学校サポートチームの構成員は、学校運営連絡協議会の委員とする。
- 3 学校サポートチームは6月に第1回目の会合を開き、外部委員の委嘱及び外部機関との連携を図ること、学校いじめ対策委員会において、いじめと判断された事案が発生した場合、速やかに招集され対応することについて確認する。
- 4 外部委員の効果的な活用
 - ① (府中警察署少年係)
学校が加害少年に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催、加害少年への注意・説諭
 - ② (調布サポートステーション)
育成相談・・・性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談
非行相談・・・ぐ犯等相談、触法行為等相談

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- 1 学校いじめ対策委員会において、いじめ防止のための指導の年間計画を作成する。
- 2 LHRにおいて、いじめ防止指導を1,2学期に実施する。また、必要に応じて、授業をはじめ行事等における生徒の活動時に、いじめ防止に係る指導を実施する。
- 3 生徒会の主体的な取組(言葉の暴力撲滅キャンペーン等)を推進する。
- 4 状況に応じた個別指導を実施する。
- 5 いじめ防止の取組は、生活指導部・教育相談委員会が中心となり、各学年と連携して指導に当たる。
- 6 いじめ防止の指導資料や指導方法については、学校いじめ対策委員会で方針等を決定し、生活指導部・教育相談委員会が資料を作成する。指導はLHR時に各学年で行う。

(2) 早期発見のための取組

- 1 1,2学期にいじめに関するアンケートの実施・集計・分析を行う。アンケート結果を生活指導部・教育相談委員会が分析し、いじめの可能性がある場合は、学校いじめ対策委員会で検討・判断する。
- 2 連続3日以上欠席生徒の状況について、担任が生徒や保護者、教職員から情報を得て、不登校の原因や背景を把握し、必要に応じて生活指導部・教育相談委員会に報告する。
- 3 いじめをはじめ生徒の様々な問題について、生活指導部・教育相談委員会が相談窓口となる。
- 4 スクールカウンセラーによる相談も活用する。

(3) 早期対応のための取組

- 1 いじめの可能性のある相談については、聴取等を含め慎重に対応する。また、その内容は生活指導部・教育相談委員会に報告する。生活指導部・教育相談委員会は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。
- 2 教職員は日常的に生徒観察を行い、いじめの早期発見に努める。いじめの兆候や情報を掴んだときは、関係生徒対象の事情聴取等を行い、状況の把握に努める。それらの結果は、生活指導部・

教育相談委員会に報告する。生活指導部・教育相談委員会は、いじめの可能性のある状況について、学校いじめ対策委員会に報告する。

(4) 重大事態への対処

1 重大事態の判断

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを重大事態と判断する。具体的には以下の事態が発生した場合をいう。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ここでいう「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

④ ①、②の状況が発生しているかの判断は、担任及び生活指導部・教育相談委員会が欠席等の理由を詳細に調査し、生活指導部・教育相談委員会が学校いじめ対策委員会にその判断を仰ぐ必要があると判断したとき、速やかに学校いじめ対策委員会においてその判断を行う。

2 重大事態の調査

重大事態に対処し、及び重大事態と同種の事態の発生を防止するため、速やかに学校いじめ対策委員を召集し、質問票の使用その他の適切な方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

① この規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

② 調査及び情報の提供について、必要に応じて都教育委員会の支援を受ける。

5 教職員研修計画

1 年間2回（7月、12月）いじめ防止に関する教員対象の校内研修を実施する。

2 いじめ早期発見のチェックリストを活用した校内研修を実施する。

3 生活指導・保健総務部及び研修委員会が連携して年間の研修計画を作成し、校内研修の運営を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) EPTA 役員からの情報発信。EPTA 広報誌の活用

(2) 三者面談の機会を有効利用

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) スクールサポーターとの連携（学校行事内）

(2) セーフティ教室の外部人材の活用

(3) 地域住民からの情報収集

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 年度ごとに見直し、生徒に合わせた基本方針を計画する。

(2) 学校評価の質問事項を学校サポートチームで検討する。